

## 免震材料に関する第三者委員会（第4回）議事要旨

日時：平成27年6月22日（月）17：00～19：00

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

### （1）原因究明・再発防止策について

（委員）資料2に記載の、独立した認証の取得とは。

（事務局）免震材料のみで独立してISO9001を取得することを想定。

（委員）ISO9001は、個別の品質管理体制を切り出すことを期待している制度なのか。

（事務局）認証の取得範囲は、申請する事業者が決めることができる。

（委員）独立した認証の取得をメーカーに要請することは過剰。ISO9001もしくは同等の方法により品質管理をチェックできる場合、大臣認定の取得が容易になるという方法はどうか。

（委員）品質管理体制について、ISO9001を前提とするのではなく、まずどのような審査が必要なのかを考える必要がある。

（委員）ISOの認証機関と大臣認定の専門家の連携のイメージは。

（事務局）性能評価機関がISO側から相談を受けることなどを想定。

（委員）連携はあるが、審査には独立性が求められるのではないか。

（委員）メーカーの工程表や作業標準の作成は義務づけられているのか。それを誰がチェックするのか。

（事務局）性能評価段階で提出を義務づけており、性能評価機関がチェックする。

（委員）ISO9001の仕組みにのるとしても、認証機関の指導によっては、大臣認定が求める方向と異なる方向に向かうこともある。

（委員）ISO9001では是正措置として品質管理方法を改善することができる。大臣認定において品質管理をみる制度は、ISO9001と別に作らないといけないのでは。

（委員）大臣認定製品についての品質管理項目などの要求事項を新規認定時にあらかじめ示しておけば、ISO9001においてもそれに対応させることができる。

（委員）認定の専門家による品質管理が実質上可能なのは、製品の検査段階のところである。ただし、試験結果を適切に評価できるかが重要。

（委員）施工者等による実効ある立会検査が重要。

（委員）出荷時検査に工事施工者が立ち会ってチェックできるか疑問。

（委員）出荷時の検査をいかに実効あるものとするかが課題。試験データを改ざんできないように、データを試験機から直接とることが必要。

- (委 員) 出荷時の検査に第三者による試験を課して、納入に遅れを生じさせるのはよくない。
- (委 員) データを加工できないようなシステム（ソフト、プロセス、装置）込みで認定することはできないか。
- (委 員) 出荷時に 100%検査するのであれば、製造能力は自己申告でよく、品質管理は ISO でよい。
- (委 員) サンプル調査の実施方法、施工者の立会い等、製品出荷段階での再発防止策については、具体的な内容を検討してほしい。
- (委 員) 東洋ゴムは、製造方法を変えたのに認定を取り直していなかった。どのような場合に認定の取り直しが必要かメーカー側も分かっていないことがある。
- (委 員) 前提条件が変わったときには認定を受け直すことを、企業に徹底することが必要である。
- (委 員) 試作段階と量産段階は製造体制が別なので、認定取得時の体制から量産体制に変わる際にその整合を確認した方がよい。
- (委 員) 海外で製造を行う業者等の場合への対応についても検討すること。
- (委 員) 不正を行った企業はその後きちんと対応するので、過去に不正を行った企業かどうかはあまり問題ではない。
- (委 員) 免震材料について縮小試験体を認める告示となっている。メーカーには実大で試験するよう努力してもらうことが望ましい。
- (委 員) 実大試験機による動的な検証を実施する実現可能性を議論してみてはどうか。
- (委 員) 告示を含む法令が時代にあったものになっているか、サーベイランスする必要があるのでは。

## 2. 調査報告書（公表版）について

- (委 員) 新たな不正の事実の判明により、問題がある物件が増えていないのか。
- (事務局) 新たに増えた物件はない。
- (委 員) 今までに言及した安全性が覆るわけではない。
- (委 員) 調査報告書によると東洋ゴム製品全部がだめだという印象を受けた。所有者等の不安が増えることに対し、配慮が必要。
- (委 員) 新たな事実として判明した品質管理部における改ざんについて、なぜこのようなことが起きたのか来週までに整理すること。
- (委 員) 前回の不正への再発防止策の実施と平行して不正が行われたことを担当がどう認識していたのか。

以上